

HeartOneカード規約一部改定のお知らせ

HeartOneカード規約を以下の通り改定いたしますので、ご案内いたします。なお、本書面に記載の各条項については、規約冊子ではなく本書面をご覧ください。

なお、当社ホームページでは最新版の規約をご確認いただけます。

新旧対照表
2024年11月改定①

新 ※下線部が改定箇所です。

【イースつくば】ハートワンポイント特則
第10条(適用)
イースつくばハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本イースつくばハートワン**ポイント**特則〔～略〕

第11条(ポイント自動移行)
4. 移行されたポイント残高は、イースつくばデジタルポイントカード会員専用ページ及び〔～略〕

【アルパーク】ハートワンポイント特則
第14条(適用)
アルパークハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本アルパークハートワン**ポイント**特則〔～略〕

第15条(ポイント自動移行)
4. 移行されたポイント残高は、アルパークポイント会員専用ページ及びレジ精算時にお渡しするレシートでご確認いただけます。

HeartOneカードデジタル特約(全デジタルカード共有)
第1条(HeartOneカードデジタル)
(1) 大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める〔～略～〕〔「ロイヤルホームセンター」ハートワンポイント特則〕、〔「湘南モールフィル」ハートワンポイント特則〕(以下、総称して「関連規約」という)に加え、〔～略〕

2024年11月改定② 追加条項

■【湘南モールフィル】ハートワンポイント特則
第22条(適用)
湘南モールフィルハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本湘南モールフィルハートワンポイント特則(以下本条から第25条までにおいて「本特則」という)が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。

第23条(ポイント自動移行)
1. ハートワンポイントサービス規約第2条の規定に基づき付与されるポイントは、本特則に基づき、かつ当社が定めたポイント自動移行の条件を満たした場合に、自動的に湘南モールフィルが提供する湘南モールフィルポイントへ移行されます。
2. 移行されるポイントは、ハートワンポイント1ポイントにつき、湘南モールフィルポイント5ポイントとします。
3. 前項のポイント移行は約定支払月の前月末に移行されます。
4. 移行されたポイント残高は、湘南モールフィルデジタルポイントカード会員専用ページ及びレジ精算時にお渡しするレシートでご確認いただけます。
5. 移行されたポイントの有効期間及び利用は、湘南モールフィルポイント会員規約に準じるものとします。

旧

【イースつくば】ハートワンポイント特則
第10条(適用)
イースつくばハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本イースつくばハートワンカード特則〔～略〕

第11条(ポイント自動移行)
4. 移行されたポイント残高は、イースつくば施設内設置のお買物券発券機及び〔～略〕

【アルパーク】ハートワンポイント特則
第14条(適用)
アルパークハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本アルパークハートワンカード特則〔～略〕

第15条(ポイント自動移行)
4. 移行されたポイント残高は、レジ精算時にお渡しするレシート及びアルパークポイント会員専用ページ上でご確認いただけます。

HeartOneカードデジタル特約(全デジタルカード共有)
第1条(HeartOneカードデジタル)
(1) 大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める〔～略～〕〔「ロイヤルホームセンター」ハートワンポイント特則〕(以下、総称して「関連規約」という)に加え、〔～略〕

2024年12月改定

新 ※下線部が改定箇所です。

■第5章 HeartOneアメリカン・エクスプレス・カード特則
第32条(外国通貨建て取引の円換算方法)
第24条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。
①商品購入代金又は〔～略～〕商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%)を加えた換算レートを使用します。

■第6章 HeartOne大和ハウスグループ・アメリカン・エクスプレス・カード特則
第37条(外国通貨建て取引の円換算方法)
第24条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。
①商品購入代金又は〔～略～〕商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%)を加えた換算レートを使用します。

■第7章 HeartOneプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特則
第44条(外国通貨建て取引の円換算方法)
第24条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。
①商品購入代金又は〔～略～〕商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%)を加えた換算レートを使用します。

第24条(ポイント自動移行の中止)
本会員がポイント自動移行中止を希望する場合、ハートワンポイントサービス規約第9条に規定するお問い合わせ窓口へ申し出るものとします。
なお、窓口への申し出までに自動移行したハートワンポイントの返還はできません。

第25条(本特則の変更等)
本特則の内容は予告なく変更、改定又は廃止をする場合があります。なお、本特則等の変更等は当社ホームページ等でお知らせいたします。

大和ハウスフィナンシャル株式会社

旧

■第5章 HeartOneアメリカン・エクスプレス・カード特則
第32条(外国通貨建て取引の円換算方法)
第24条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。
①商品購入代金又は〔～略～〕商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%)を加えた換算レートを使用します。

■第6章 HeartOne大和ハウスグループ・アメリカン・エクスプレス・カード特則
第37条(外国通貨建て取引の円換算方法)
第24条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。
①商品購入代金又は〔～略～〕商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%)を加えた換算レートを使用します。

■第7章 HeartOneプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード 特則
第44条(外国通貨建て取引の円換算方法)
第24条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。
①商品購入代金又は〔～略～〕商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%)を加えた換算レートを使用します。

2025年2月改定

- 「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」第4条(個人情報情報機関への登録・利用)(3)内、株式会社日本信用情報機構(JICC)の住所の記載を削除しました。
- 「ハートワンポイントサービス規約第3条(ポイントの積立期間・有効期限)」・「ハートワンポイント(有償ポイント) サービス規約第3条(有償ポイントの積立期間・有効期限)」について以下の通り改定しました。
新：条文内「第7期の4月14日に」 旧：条文内「第6期の終了日(3月末日)」に

2025年3月改定

追加条項

第22条(その他の承諾事項)

(5) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- (6) 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等(派遣社員を含み、以下、これらを総称して「従業員等」といいます。)に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- ①暴力、威嚇、脅迫、強要等 の言動
- ②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動
- ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動
- ④従業員等を無断で撮影、録画、録音する行為、その他従業員等の個人情報等をSNSやインターネットへ投稿する行為
- ⑤長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
- ⑥金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と当社が認めた要求等

第23条(マネー・ローンダリング等の禁止)

- (1) 会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与 及び 拡散金融(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という)の目的で、カードを利用してはいけないものとします。
- (2) 当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認 及び それらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。
- (3) 当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。

ご不明な点がございましたら、インフォメーションセンターまでお問い合わせください。



東京

03-5996-1791

大阪

06-7709-8053

※コンピュータでの自動応答受付にて承ります。オペレータ対応ご希望の場合はそのまましばらくお待ちください(9:00～17:00 1/1休)。自動応答受付は、本会員様のみご利用いただけます。
※システム上の都合により、一部ご利用いただけない時間・サービスがございます。

新 ※下線部が改定箇所です。

第4章(共通事項)

第20条(期限の利益損失)(2)

③会員が、第22条(その他の承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条(5)に掲げる行為を一つでも行ったとき、又は、当社が、同条(4)もしくは第23条(マネー・ローンダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を〔～略〕

第22条(その他の承諾事項)(7)

第24条(会員資格の喪失等)

⑦会員が、第22条(その他の承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条(4)もしくは第23条(マネー・ローンダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

⑧会員が、第22条(その他の承諾事項等)(5)(6)に掲げる行為を一つでも行ったとき。

⑨本会員が日本国内に〔～略〕

⑩本会員が当社との〔～略〕

第25条(日本国外でのカードのご利用)

第26条(業務委託)

第5章 HeartOneアメリカン・エクスプレス・カード特則

第27条(適用) 条文内第26条

第28条(カードの発行) 条文内第26条

第29条(年会費)

第30条(キャッシングサービス)

第31条(カードの再発行) 条文内第24条(1)⑩

第32条(会員資格の喪失等) 条文内第24条

第33条(外国通貨建て取引の円換算方法) 条文内第26条

第6章 HeartOne大和ハウスグループ・アメリカン・エクスプレス・カード特則

第34条(適用) 条文内第26条

第35条(カードの発行) 条文内第26条

第36条(キャッシングサービス)

第37条(カードの再発行)

第38条(外国通貨建て取引の円換算方法) 条文内第25条

第7章 HeartOneブラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特則

第39条(適用) 条文内第26条

第40条(カードの発行) 条文内第26条

第41条(年会費)

第42条(キャッシングサービス)

第43条(カードの再発行)

第44条(会員資格の喪失等) 条文内第24条(1)⑩

第45条(外国通貨建て取引の円換算方法) 条文内第25条

第46条(HeartOneブラチナ・アメリカン・エクスプレスカード)

▪キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第46条参照)

HeartOneカードデジタル特約第9条(会員資格の喪失等) 条文内第24条

旧

第4章(共通事項)

第20条(期限の利益損失)(2)

③会員が、第22条(その他の承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を〔～略〕

第22条(その他の承諾事項)(5)

第23条(会員資格の喪失等)

⑦当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。

⑧本会員が日本国内に〔～略〕

⑨本会員が当社との〔～略〕

第24条(日本国外でのカードのご利用)

第25条(業務委託)

第5章 HeartOneアメリカン・エクスプレス・カード特則

第26条(適用) 条文内第25条

第27条(カードの発行) 条文内第27条

第28条(年会費)

第29条(キャッシングサービス)

第30条(カードの再発行) 条文内第23条(1)⑩

第31条(会員資格の喪失等) 条文内第23条

第32条(外国通貨建て取引の円換算方法) 条文内第25条

第6章 HeartOne大和ハウスグループ・アメリカン・エクスプレス・カード特則

第33条(適用) 条文内第25条

第34条(カードの発行) 条文内第25条

第35条(キャッシングサービス)

第36条(カードの再発行)

第37条(外国通貨建て取引の円換算方法) 条文内第24条

第7章 HeartOneブラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特則

第38条(適用) 条文内第25条

第39条(カードの発行) 条文内第25条

第40条(年会費)

第41条(キャッシングサービス)

第42条(カードの再発行)

第43条(会員資格の喪失等) 条文内第23条(1)⑩

第44条(外国通貨建て取引の円換算方法) 条文内第24条

第45条(HeartOneブラチナ・アメリカン・エクスプレスカード)

▪キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第45条参照)

HeartOneカードデジタル特約第9条(会員資格の喪失等) 条文内第23条